

旧優生保護法に基づく 優生手術等を受けた方への一時金の支給、 ハンセン病元患者家族の方への 補償金の支給を行っています

業務の概要

【一時金支払等業務】

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）」に基づき、国からの委託を受け、同法の対象となる方に対して一時金をお支払いいたします。

【補償金支払等業務】

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）」に基づき、国からの委託を受け、同法の対象となる方に対して補償金をお支払いいたします。

【お問い合わせ】

保険・支払業務部 一時金支払業務課
保険・支払業務部 補償金支払業務課

TEL03-3438-3883
TEL03-3438-3884 共通FAX03-3438-3885

詳しくはHPを
ご覧ください

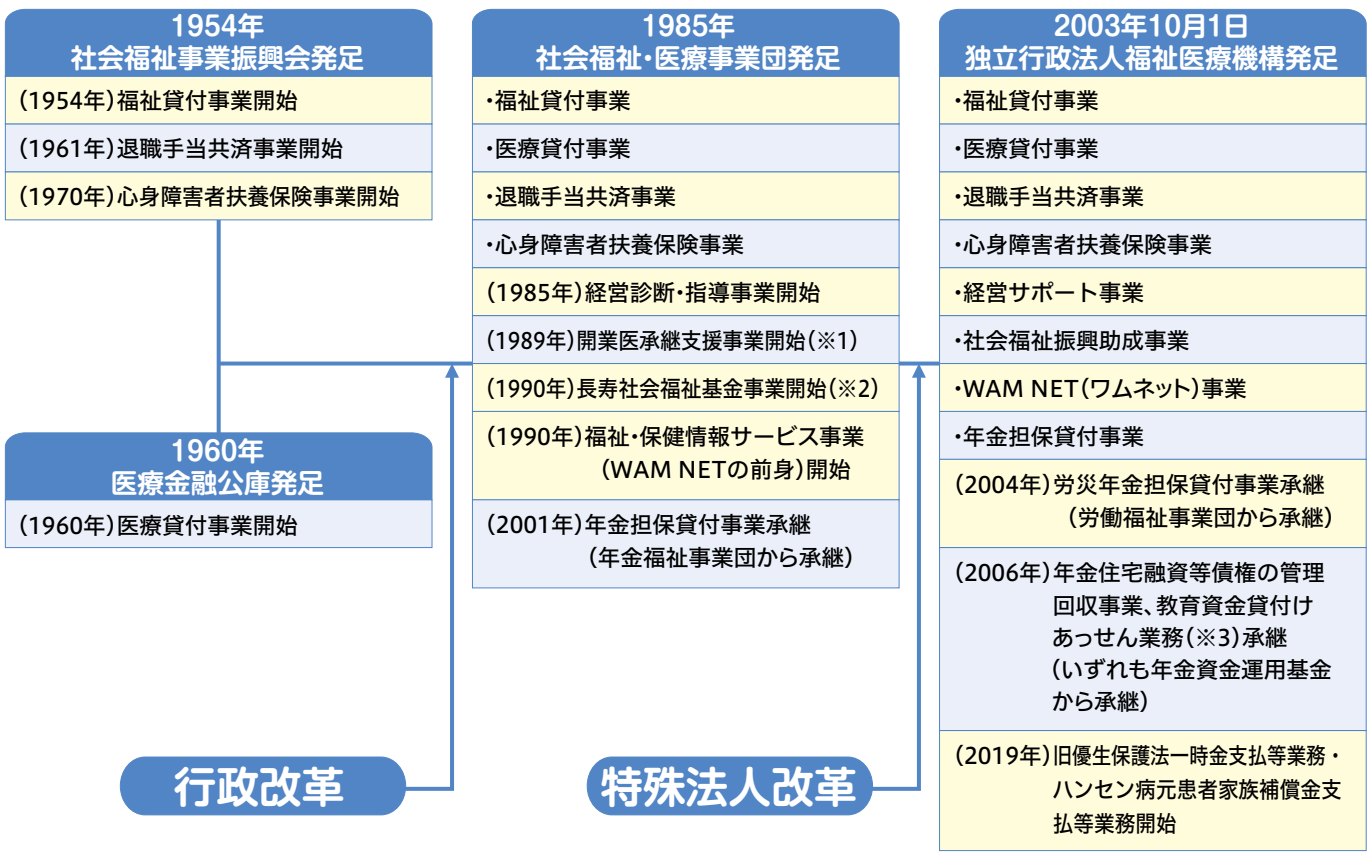


(一時金支払等業務)



(補償金支払等業務)

沿革



※1 開業医承継支援事業は、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を2006年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(2006年12月24日行政改革推進本部決定)に基づき、2008年3月末をもって廃止。
 ※2 本事業は、1988年度補正予算による政府からの出資金の運用益をもとに在宅介護を振興するための事業実施がはじまりである。社会福祉・医療事業団法の一部改正により、1990年8月1日付で「長寿社会福祉基金」が創設された。なお、本事業は基金の国庫返納に伴い、2010年度から社会福祉振興助成事業として実施している。
 ※3 教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」(2007年12月24日閣議決定)に基づき、2008年3月末をもって休止し、独立行政法人福祉医療機構法の一部改正により、2017年3月末をもって廃止。